

中間市 Facebook 運営方針

中間市では、市政情報や市の行事・話題・魅力などについて、行政機関と住民とが相互に情報交流するために Facebook を運用します。また災害発生の際の緊急情報等を即時に提供・収集するためにも Facebook を利用します。

Facebook を運用するにあたり、利用者に誤解や混乱を与えないよう、次のとおり運営方針を定めます。

1. 運営

(1) 管理者・投稿者

中間市総合政策部企画政策課を管理者及び投稿者とします。

なお、企画政策課が必要と認める者についても投稿を行うことができるものとします。

「企画政策課が必要と認める者」は、緊急性があり投稿者の承諾を得る暇がない情報や、まちの話題など重要性・貴重性がない情報、専門的な情報であるため企画政策課が投稿することが不相当である情報などの発信を行う場合に適宜定めることとします。

(2) 投稿・コメント時間

原則として、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに投稿者が、不定期に投稿やコメントを行います。例外として、休日の行事や緊急を要する場合など、必要に応じて投稿・コメントを行う場合があります。

また、情報をより身近に感じていただくために、文法等にとらわれない、日常的なくだけた表現を用いることがありますのでご了承ください。

2. コメントの管理

(1) コメントへの返信・「いいね！」

利用者のコメントに対しては、できる限り返信や「いいね！」を行います。必ずしも全てのコメントへの対応を約束するものではありません。

(2) コメントの削除等

管理者は、中間市 Facebook の運営にあたり、投稿内容に関係がないコメントや、下記事項に該当すると判断されるコメントについて、利用者に承諾を得ることなく、その全部または一部を非表示、削除または拒否する場合があります。

- ①法令等に違反するもの及び違反する恐れがあるもの
- ②公序良俗に反するもの
- ③犯罪行為を助長するもの及び助長する恐れがあるもの
- ④Facebook の掲載内容や投稿内容に著しくかい離するもの

- ⑤特定の個人、団体、企業等を誹謗中傷し、または名誉や信用を傷つけるもの
- ⑥本人の承諾なく、個人情報特定、開示、漏えいする等してプライバシーを侵害するもの
- ⑦第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等の財産権を侵害するもの
- ⑧違法な情報や虚偽であることが明らかな情報が記載されたもの
- ⑨虐待的、わいせつ、卑猥、下品、侮辱的な文言を含んだもの、またこれらを含んだホームページへのリンクを誘導するもの
- ⑩政治活動、宗教活動、営利活動を目的としたもの
- ⑪同一の利用者により繰り返しコメントされる、同一内容または似通った内容のもの
- ⑫Facebook 利用規約に反すると思われるもの
- ⑬その他管理者が不適切と判断するもの

(3) 不正利用者の排除

上記2 (2) に該当する利用者または Facebook 利用規約に反して虚偽の個人情報を登録している、また許可を得ることなく他社のアカウントを使用していると判断される利用者に対しては、そのアカウントをブロックする場合があります。

3. 知的財産権の帰属

中間市 Facebook に掲載・投稿される全ての情報（文章・写真・イラスト・音声・動画等）の知的財産権は中間市に帰属します。これらの情報に対する「いいね！」機能や「シェア」機能を自由に利用していただくことは可能です。

また、情報の出所を明記したうえで複製・転載を行うことができます。ただし、「無断転載を禁じます。」等の注記がある場合はこの限りではありません。

4. 個人情報

中間市 Facebook の運営上で取得した個人情報については、中間市ホームページのプライバシーポリシーに準じて適切に取り扱います。

5. 運営方針の変更

本運営方針は、予告することなく変更することがあります。

6. 免責事項

(1) 管理者や投稿者が投稿やコメントへの返信を行う場合、その内容には万全を期していますが、情報の正確性・完全性・有用性について保証するものではありません。利用者がこれらの情報を用いて行う一切の行為について責任を負いません。

(2) 投稿された記事やコメントに基因して利用者間や第三者との間に生じたトラブルや

損害について一切の責任を負いません。

(3) その他、中間市 Facebook に関連して生じた、いかなる損害についても一切の責任を負いません。

7. その他

中間市 Facebook は、主として、市の情報を広く住民に知ってもらい、また住民からの情報を収集することを目的としています。市長への要望や提案といった類の投稿は、中間市ホームページの「市長へのメール」を利用してください。原則として Facebook 上で市長が投稿や返信を行うことはありません。

8. 問合せ先

中間市役所 総合政策部 企画政策課 広報広聴係

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

電話：093（244）1111

FAX：093（245）5598

メール：koho@city.nakama.lg.jp